

第三日 平成三十年九月十三日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第十六号平成二十九年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十六号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第二、報告第十七号平成二十九年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十七号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、報告第十八号平成二十九年度藤崎町一般会計継続費精算報告書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十八号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第四、議案第四十五号藤崎町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十五号を採決いたします。議案第四十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四十六号藤崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十六号を採決いたします。議案第四十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四十七号藤崎町稲わら堆肥製造施設設置条例を廃止する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

合併前からありました稲わら堆肥製造施設に関する条例ですけれども、説明も受けたんですけれども、今後廃止の条例が可決された以後どうなるのかということと、補助金の返還の問題があるんですけれども、返還額はいくらでどのように返還されていくのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。

廃止以後の話なんですけれども、三月三十一日までの事業でありまして、四月以降としましては、行政財産から普通財産に切り替えてその施設を処分したいと考えております。

補助金の返還額でございますけれども、今おおよそ五百万円ぐらいでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

返還額五百万円ほど、それ一気に返すんですか。財政担当者でもよろしいんですけれども。それどうなるのかということと、普通財産となって処分するんだという言い方をしているんですけれども、処分して解体ではないと思うんで解体したらお金が逆にかかるという問題でもあるんですけれども。利用なりそういうものをどういうふうに協議していくのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

まず、補助金の返還ですけれども、今の九月で承認されれば、窓口になっている県に対して返還の手続きに入ります。三月三十一日までには返還する予定ですが、その返還額については今後確定します。確定した額を十二月定例会に補正予算計上して対応してまいりたいと思います。

処分の話なんですけれども、私、処分と言いましたが、処分の内容につきましては、土地及び施設を借りる人があれば貸借という形になりますし、欲しいということになれば公募で入札ということになります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

我々としてもなんとか事業を、わら焼き公害も無くし、なおかつわらを再利用するというようなことを希望していたんですけれども、実施する団体が見つからないし、今まで貸していた人も期待に応えてくれなかったという現状なんですよけれども。先程、補助金返還というのは名誉なことでもないし不名誉なことでもありますし、我々としては、きちんとさせたいものだとも実際は思っておるところなんですけれども。通常、補助金の返還というのはそんなに多くあるケースではないんですけれども、財政担当者または総務課長にお聞きいたします。五百万円一括返還ということではなく、分割返還みたいな形になるのかなど、返済期限がありますのでね。その辺はどういうふうに想定なさっているのかお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

この補助金返還につきましては、一括での返還だと思ってございます。十二月補正なりで担当課から金額が確定したということで補正要求があがれば、それに対して予算をつけて返還してまいりたいと、そのように思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

今回の稲わら堆肥製造施設の廃止の件ですけれども、国の補助事業で当初の計画を達成できないで、途中で補助金を返還するという事態になったんですけれども、それに伴って町として例えば農業関係の補助事業に関して、何か影響があるのか、無くてそのまま今までどおりに違う事業も認可されるのか、その点について伺います。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

この稲わら堆肥製造施設設置条例の廃止に至っては、旧常盤村時代、有機質、循環型農業を目指して取り組んできたところでもございます。当初は、その運営自体に国の国庫補助金が出まして、ただそれも数年で打ち切れ町の補助金だけということで、指定管理を受けた組合が、もうなかなか出来ないと、それで究極の選択でいろいろ補助金返済のことも加味して、今の前の前の課長時代にいろいろ考えて公募して二箇年やってきたと。しかしながら民間の企業もこの有機質の堆肥づくりは結構県内でもやっています、安価で買えるような状況にもなってきてですね、我が町でも懸命な努力をしてきたけれども、こういうような状況に至ったということは断腸な思いでもあります。

今、県との補助金返済について、やり取りはこれから数ヶ月続くと思います。はっきりした額は、まだ決定ではございません。概ね五百万円前後というような答え方しましたけれども、この額もほぼというところで決定したのもでございます。

奈良岡議員が心配しているのは、その返還に伴って、今後農水省が全国の農業振興のためのいわゆる補助事業に影響が

あるのかという質問でございましたけれども、私は、それとこれとは別個の問題だと思って、例えば今回の返還があって補助金がなかなかつきにくいというのであればこれは大変なことだろうということで、そんなことは心配もしていませんし、そんなことが無いように県農林部、農水省との掛け合いもしていきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

今、農政課長のほうから売却及び賃貸借、二つの方法があるということで、どちらを優先するのか聞きたいんですけれども。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田「博幸君。

○町長（平田博幸君）

これはすべて議会の承認を得て県との返還のやり取り、返還後、新年度前にどういう活用方法があるのか、まずは現課の意見も聞きながら、そしてまた皆さんからも意見出していきたいと、そう思っております。実際の話、多目的に活用方法はあると思います。農業に関わること、あるいはエネルギーの資源に一部借りるという考え方、その辺は今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決いたします。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四十八号南黒地方福祉事務組合の解散についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

民生教育常任委員会でも説明も受けたんですけれども、平成二十九年九月に移譲先法人の公募を開始したというようになって、平成二十九年十二月に全員協議会で移譲先法人を社会福祉法人七峰会に決定したというふうな説明も受けたんですけれども。この公募のときに何法人がこれに応募したんですか。経過なり、どういうことを重視して選考したんでしょうか。町長でもよいですし担当課でもよいです。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

公募した結果、応募された法人は二法人でございます。移譲先の法人の選定に当たりましては基準を設けてございます。法人の適格性、移譲後の施設の運営方法、利用者満足度を向上させるための計画、こういうふうなもの、いわゆるプレゼンをしていただき選考したというふうになってございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

利用者満足度、事業実績、それらを選考、プレゼンもしたということですのでけれども、説明の中で、二つほど委員会で聞いたんですけれども、一つは、来年度以降民間移譲になれば、市町村は負担金の支出することが無いですよということを聞いたんですけれども、そうしますと適正に運営されているかとかということは市町村から全く離れて、県が指導監督していくとか、そういう関係になるんですか。その辺はどういうふうになっていますか。七峰会さんは地元でも有力な実績のある団体ではありますけれども、様々な福祉施設において相模原事件も含めて問題も生まれているところもあるわけです。適正な運営をどういう関係で担保していくのか、その辺は県がやっていくことになるんですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

基本的な社会福祉施設の運営に係る指導監査などは県がもちろん受け持つところがございます。その他に民間移譲したということで組合側もそれでさようならではございません。事務の継承はもちろん来年度以降黒石市が継承するというふうな議案も今回提出させていただいておりますが、三十年度の決算までは黒石市が引き継ぎ、施設の運営に関しては組合構成市町村と相手法人、そして利用者、その保護者も含めた、一定期間、当面は三年間ほどと今のところ聞いておりますが、引き続き話し合いの場を設けながら運営も見守るというふうな形で進める予定となっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。浅利直志君。



○十三番（浅利直志君）

そうしますと三年間ほどは協議していくんだという協定書かなんか作ったんですか。町長どうなんですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

まだ市町村間での協議書というものはございません。作るというところの話も決まってはございません。組合と法人との協定につきましては、平成二十九年十二月に法人が決定し、三十年の一月、二月でしたか仮のような協定は結んでございます。そして、今回の九月の構成市町村の各議会において解散が議決された後に本契約を締結すると。その後に細々とした解散後、移譲後の細かなところを取り決めしていくと。その中では、今お話ししたような市町村も関係する協議というものが出てくる可能性はございますが、まだ確定したものではございません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、課長が言ったのは事務方の希望というようなことだと思うんですけども、移譲に当たっての契約というか協定というか、そういうものにはっきり明記する必要があるし、我々にも説明する必要があると思うんです。ところで、この施設、解散するということもみじ学園についてお聞きしますけれども、藤崎地域から何人ほど利用していらっしゃるんでしょうか。二名程なのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

もみじ学園につきましては二名でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう一つ説明の中で、もみじ学園については、サービス管理者が一人で、生活支援員が六人程で生活介護にあたるということなんですけれども、この職員は移譲法人のほうの仕事に行くんじゃないかと、出身市町村自治体といいますか、黒石、平川とかというような説明をされておるんですけれども、その職員というのは帰ってくるというようなことを決めた理由はどこにあるんですか。待遇面で違いがあるからなんですか。その辺、サービス管理者一名、生活支援員六名、栄養士一名、もみじ学園についてはですね。これらは現在は、公務員待遇というかそういうような状態なんですか。町長どうですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今、浅利議員からもみじ学園ということでございますが、南黒地方福祉事務組合が運営する施設は、もう一つ青葉寮というものもございます。職員につきましては、正職員二十四名、臨時職員三十二名、合わせて五十六名の職員を現在かかえてございます。職員の処遇に関しては、平成二十二年の構成市町村の首長で構成する組合の全員協議会で、今後の方向性ということで取り決めた経緯がございます。その中に職員の処遇というものがございました。三つの選択肢が

ございまして、民間移譲を契機に退職する。あるいは民間移譲先の法人に再就職する。もう一つは出身市町村の職員として採用する。この三つの選択肢があると。それぞれの市町村がそれを引き受けるということも、平成二十二年に合意しておるものでございます。それに基づいて今回、ことしの四月に入ってから、それぞれの職員に意向を確認し、その後の調整を今、しているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長にも聞きます。福祉の事業、その中で障害者事業と申しますか、それはいろいろな面で民間と国、県、市町村が共同でやっていかなければならないと、やっていく方向性については良いと思います。全部公的なものでやらなければならないふうには思いませんけれども、県内でもまだ下北とか八戸、南部の方面でもこういう事業はまだ公的事務組合、福祉事務組合みたいなどころでやっているところもありますし、維持しているところも他県でもたくさんあるわけでありまして。そこで町長に質問したいんですけれども、前々からの宿題であったということなんですけれども、これは財政的に負担するのが大変だからというのが大きな原因なんですか。町長はどういうふうに、もみじ学園、青葉寮の民間移譲が必要だという理由をどのようにとらえていらっしゃるんですか。その点お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

先程担当課長から、平成二十二年の話しましたけれども、その辺から近い将来は、福祉行政に長けた民間に委託するというのはその辺から首長レベルで、あるいは事務方のレベルでは協議してきたところだと、そう考えてございます。

浅利議員におかれましては、すべて民間委託というのはいかなるものかという思いもあると、そう推察しますけれども、周到な準備をしてきて、今回、次年度から七峰会という経験も豊富な法人に委託するということに決定してきたところでもございます。職員につきましての処遇も、三選択の中から職員に選ばせるということで我が町出身の方も一人ございます。その方は定年まであと一年ですから、この現場に残ってもう一年汗かきたいということで、私にこの間の会議のときに、しっかり目を見つめ合ってその話をしたところでもございます。

心配していることは、行政でやってきたことが民間でやって、気配り、目配り、監視状態はどうなるのかというところが一番浅利議員におかれましては心配しているだろうと、そう思っておりますので、これはいくら民間委託になっても百パーセント任せきりということは決して無くて、黒石初め、今まで一緒にしてきた市町村も責任ある監視もしていくべきだと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

民間移譲、あるいはまた指定管理だとか、そういうようなことも形態としては考えられると思います。しかし、町長が言っていた目配り、気配り、それが軽くなるんじゃないかという懸念を私はしているんじゃないかとあります。そういう点では

民間のほうが、むしろ良いのではないかなというふうに思っております。私が一番心配している最大のものは、事業を継続していく上でのスタッフに対する処遇ですね。これが継続的にきちんとやられていくのかという、七峰会さん自身もそういう実績もあるんですけども、いわゆるそういう保障がきちんと生み出されるためには、公的な責任を果たしていったほうが福祉事業のこの分野でも自治体が撤退しないでやっていくということが必要ではないかということから、南黒地方福祉事務組合の解散については同意できません。

もう一言だけ言わせていただければ、例えば一方では西十和田トンネルを造ろうというようなことで、みんなで渡れば怖くないというようなことで進めていながら、こういう事業については撤退するというような政治姿勢そのものに私は同意できないので、本案に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

地方自治法の中で、南黒地方福祉事務組合が解散するという事になったわけでございますので、当然町としては民間移譲に伴い解散することについて、議会が議決するべきと思ひ、本案に賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第四十八号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四十九号南黒地方福祉事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

備品の事務局パソコン三台なんというのは問題外の外であります。説明を受けた範囲では、建物は無償だと、平成二十年頃に改築したものだというふうに聞いておりますけれども、建物まで無償にした理由というのは、どんなところにあるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

有償譲渡とした場合に建設したときの補助金の返還が伴うこと。青葉寮につきましては昭和五十七年ということで、相当年数も経って老朽化してございます。修繕箇所は相当あると。修繕費用等も考慮し相殺するという考え方から無償譲渡としたというふうなことになってございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

提案は青葉寮ともみじ学園のセットの提案なので、その中でもみじ学園についてみれば、有償でやれば補助金の返還が

必要になってくると。例えば一千万円で譲渡しますというふうになれば、さっきの稲わら組合の補助金の返還じゃないけれども、どういうふうな補助金の返還になるということなんですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

いわゆる補助事業として国から交付を受けているその用途が、本来の趣旨とは変わる形になれば当然返還が生じるというものからの返還だと認識してございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

パソコン三台となっているんですけども、これも補助金で得たパソコンだからという意味なんですか。パソコンのデータそのものを消去するなり手続きしてやれば高くつくからという意味ですか。黒石市に帰属させるという意味、パソコン三台くらい欲しいんじゃないんだと思いますけれども、何か理由あるんですか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

先程も若干述べましたが、組合は解散いたしますが平成三十九年度分の決算がまだ来年度残るわけで、その残務処理とい

いますか整理と申しますか、組合での事務処理を来年度黒石市が継承する。それに使うためのパソコンという意味でパソコン三台についても無償譲渡するという、事務の継承とセットという認識でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

事務組合の解散に同意できないからであります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）

これから議案第四十九号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第四十九号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五十号町道路線の認定の件を議題といたします。



これから質疑を行います。横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

お尋ねいたします。

旧常盤のほうで結構造成が進んで、これからも寄附採納があると思いますけれども、寄附採納を受ける際に道路の幅員とかの内規はあるんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

造成というのは開発行為に当たりますので、開発行為の基準に則って譲渡を受けております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

ちなみに当町で寄附採納を受ける際には、道路の幅員は何メートルまでというのは決めてあるんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

開発行為の条件としては、六メートル以上となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十号を採決いたします。議案第五十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十一号平成三十年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は五ページの地方債の補正というのが、補正前と補正後表示されております。合併特例債事業ということで七億八千二百四十万円、文化センターのことかなと思うんですけども、私が聞きたいのは、企画財政課長でしょうか。合併特例債ですね、三十一年度までだと思っておりますけれども、合併特例債の枠、全部使ってしまったらならないとかという問題ではないんですけれども、合併特例債の残った分というのはどれくらいになって、七億くらいなのかなという感じも受けてはいるんですけれども、合併特例債の枠というのはどの位あるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田 博幸君。

○町長（平田博幸君）

担当課長が答弁すれば非常に細かいところまで出てくると思いますけれども、いわゆる合併時に両地区、藤崎地区、常

盤地区、平準化した町づくり整備をなささいよということで、約六十六億円の交付決定がされています。そのうち、約十一億円余りは、いわゆる合併特例債の活用終了時以降の町づくりに使って下さいということで基金として貯蓄しているところでございます。

よって、五十五億円程は今まで、デジタル無線やら、あるいは常盤小学校やら、給食センターやら、藤崎小学校やら、すべての公共工事に活用されてきました。昨年はいわゆる文化センターの改修整備、ことしは本庁舎の改修整備、そして常盤地区にある常盤生涯学習文化会館の改修工事。三十年度末で、来年度使えるのは約一億三千万円余りでございます。これが現状の数値でございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私はまた、あと五億円くらい残っているものだと思っていたんですけども、合併特例債枠としては一億数千万円しか残っていないというふうな、三十年度もありますからそういうふうな勘定になるということなんですね。思いを新たに、町民の要望実現のためにどうすればいいかということを考えてみたいと思っております。

次の質問は、債務負担行為ということで、二十二ページにあるんですけども、ケアハウス、桐栄会さんに対する助成金、これは三十一年度で終了するのかなというふうに思って、浅瀬石川に対する負担金も三十二年度でほぼ終了するのかなというふうな思いでいるんですけども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

ケアハウス及び在宅複合施設建設助成金は三十一年度で終了でございます。国営浅瀬石川土地改良事業負担金につきましては、三十二年度で終了ということで間違いございません。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

桐栄会さんに対する助成は常盤の時代、福祉の里づくり、まちづくりを進めるということでやって、ようやく終わるかということで、終われば万歳をしたいなど、そんな気持ちでいるんですけども。

そこで、一番下段のふじさき食産業創造拠点施設指定管理料、当該年度以降の支出予定額、指定管理に要する経費というふうに書き込まれておるわけであります。確かことしは一千八百八十万円程かなというふうに思っているんですけども、さらにその横の一般財源の一番下のところに、当該年度以降の支出予定額から特定財源を差し引いた額になるんですよというふうな書き込みをしておるんですけども、意味合いといいますか、その辺の意味をもうちょっと詳しく説明をしていただけたらなと思います。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

お答え申し上げます。

平成三十年度におきまして、議員のおっしゃるとおり一千八百万円有余の特定財源がございます。その他で、観光の面で町をピーアールするための経費としては、若干ですけれども数十万円程度のものが一般財源のほうで対応するという

ことで提案をしているものです。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

現状としては同じような認識なんですけれども、右側のほうに書いている当該年度以降の支出予定額から特定財源を差し引いた額になるんですよという書きぶりになっているんですけれども、そこはどういう意味合いなのかなということ、財政課長でしょうけれどもお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

ふじさき食産業創造拠点施設指定管理料でございますけれども、平成三十年度から平成三十四年度までの指定管理をしてございます。それに係る経費として地方創生推進交付金が交付されるということになります。それを差し引いた金額を一般財源から歳出するというところでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば早い話が、地方創生推進交付金といいますか、それを差し引いた分を計上していくんですよという意味で理解すればよろしいということなんですけれども。終期、三十四年度で終わらせるつもりなんですか。その辺は町長どういうふうな見通しなんですか。これから考えるんでしょうか。

〔「副町長に答えさせます」の声あり〕

○議長（野呂日出男君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

ただ今、食産業創造拠点施設の指定管理料の債務負担行為のお話でございますが、現在指定管理をしているファーマーズLABOのほうで五年間の指定管理を受けてございます。それは平成三十年度から三十四年度までの五年間でございます。その間に指定管理に関わる経費については、先程財政課長のほうで申し上げましたように、地方創生推進交付金にあってあてがわれるもの、それから差し引いたものが一般財源ということで支出をしておくということでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

なんか町長が隣に社長を兼ねているから答えにくくなっちゃうんですよ。行政のほうから指定管理料として運営して下さいというふうにやっているわけなんで、そういう体系なんで。だから町長の基本的な気持ちなり見通しなりを聞いているわけでありまして。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

ただ今の質問にお答えいたします。

一番下段に書いている地方創生推進交付金、これは国・県支出金の枠内に入っておりますけれども、国の地方創生の資金が、ここの観光コンシェルジュひっくるめ、空間の維持もひっくるめて約四百万円余り交付決定されております。ですから、単年度では一千四百万円程一般会計から繰り出ししているところでございます。

ご存じのとおり、七号線の主要の場所にあつてですね、北は県都青森、南には津軽の拠点都市弘前市があるということで、岩木山の景観も良いし津軽平野の景観も良いと。そこには、我が町の特産であるリンゴ初めニンニク、野菜等が陳列なされ、いわゆる農家がまごころ込めたものも常時販売しているということで、その中にあつて観光もひっくるめた町を発信していこうということでテラスができたところでもございます。

浅利議員におかれましては、三十五年度以降の話をしていると、そう思っておりますので、私は藤崎町を発信するための拠点でございますので、三十五年度以降も額はへいこうして守るという考え方ではなくて、三十五年度以降も町発信の拠点基地を維持するためには繰り出ししていきたいという考えでございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

財源内訳なり見通しなり、五年も経つと私もこの世にいないかもしれませんので、どういうふうにして運営していくのか、ここ数年の実績等を見ながら判断していかなきゃならないのかなというふうにも思います。町の情報発信の分は必要だと思いますけれども、今までの事業の実態を見ながら判断していく必要があるんじゃないかと思っております。

最後の質問ですけれども、ページ数は十五ページですね。ひとり親家庭等医療費給付費、今回三百三十二万円程計上されているんですけれども、当初の見込みよりも多くなったんだと思われるんですけれども、内容をちょっと説明していただけたらなと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。

本来、ひとり親家庭の医療費、扶助というのは療養の給付を受けてから申請は二年以内とされているものですが、今年度二年分の医療費をまとめて申請したケースが三件ありましたのでこのような補正になったものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二年以内でまとめて三件もあったというのは信じがたいというか、そういうケースがあったから三百三十二万円。これはひとり親家庭等医療費給付費というのは、二年以内の父又は母の申請に基づいてやるんだと思っておりますけれども、対象医療機関は関係ない、弘前市立病院でも健生病院でも対象になるんですよね。その辺どうでしたでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

私も詳しく存じ上げませんが、どこでもよろしいかと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。横山哲英君。



○十二番（横山哲英君）

十七ページ、九款消防費ですけれども、防火水槽撤去工事、場所はどこになるんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

水木の信号機のある交差点の角地でございます。

○議長（野呂日出男君）

横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

自分の家の隣ですけれども、撤去後近くに防火水槽をつくるとか、どういう対応、考えあるんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

消防力の低下を招かないように、消防施設台帳によってエリアカバーはされているということですが、防火水槽はこれまで消防団であったり、町、村の名士であった方をお願いして設置した経緯があります。時代がどんどん変わって行って、売買したり、自分のところに置かれては困るというようなことから、今回のような撤去がありますので、防火水槽については、今後は公共施設又は永久的に防火水槽でできるところ以外は消火栓で対応していきたいと考えてございます。

○議長（野呂日出男君）

横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

撤去した後、消火栓を近くに設置してほしいんですけれども。答弁はいりません。要望です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先程、ひとり親家庭等医療費給付費についてお聞きしたんですけれども、福祉課長が担当かなと思っていたんですけれども住民課長が担当でありました。

関連質問をさせていただきたいと思います。地域の医療、ひとり親の医療費もどこの医療機関でもいい、弘前市立病院も入っているんだと思いますので、この弘前市立病院が二〇二二年ですか、廃止して国立病院が主体的に運営していくんだという報道がされておるわけなんですけれども。

町長に関連してお聞きしたいんですけれども。今のところ弘前市が中心になってやっているわけなんですけれども、あの報道からどのような感想をお持ちなのか、その点についてだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

ことは津軽の拠点都市である弘前市の市長選がありましてですね、市長の交代劇があったところでもございます。今から四年前の市長選の前に、市役所の向かいの観光館で定住自立圏の八首長が握手して、これから広域で自治体病院の再編を考えようという会がありまして、その都度その都度中核病院どうあるべきかという審議もしてきたところでもご

ざいます。

ただ、ここ二、三年前からその議論が停滞し、昨年の夏辺りから弘前市が独自で市民病院の建設を目指して、包括ケアも含めてこれが最良の選択肢だというお話を賜ったところでもございます。

ただ、私は推移を見て、定住自立圏、あるいは弘前市を中心とした広域的医療を考えると、県が示された国立機構と市立病院が合体して、主体的には国立が担うというような考え方が、私は一番ベターだとそのとき判断したところでもございます。これは近隣市町村長も私と同様の考え方をもってきたところでもございます。

この四月に市長選があつて市長が代わりました。その後に櫻田新市長は、私どものところ、例えば藤崎町長、田舎館村長、近隣ひとりひとりを訪ねてこの中核病院の建設に関しては、皆さんの意見も取りまとめしながら早急に地域の課題として遂行したいというお話も得たところでもございます。今回、弘前市の全協があつて、その日の朝イチに私の携帯に、今日、全協で議会に知らしめると。それはそもそも県から提案なされたそこに立ち戻って中核病院の建設を目指したいということのお話でございました。新聞報道で書いているとおり、皆さんもご承知だと、そう思つてございます。詳しくは本月二十八日、午後三時に私のところに来て説明するみたいです。

十月早々、近隣市町村の首長を集めて、考え方を一同に皆さんにいろいろ知らしめて、皆さんからご意見を聞いて建設に向かうというところでもございまして、私は非常に良いスタンスで櫻田市長が動いてくれたなということで、弘前大学、国立病院、そして弘前市、県も入って四者協定が相整ったというところで、近いうちに私どもに詳しいお話があると、そう思つてございます。一刻も早く、二次救急も含めて、あるいは医師確保のための医師育成の拠点となるような病院も兼ね備えた形での中核病院を目指すみたいでございまして、私も胸をほっとなで下ろしているところでもございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決いたします。議案第五十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第五十二号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号を採決いたします。議案第五十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第五十三号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十三号を採決いたします。議案第五十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五十四号平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと五十一ページ、償還金の返還金、七千七百万円程計上されているんですけども、事業確定に伴うというような説明も受けた記憶もあるんですけども、七千七百万円程の内容と、どこに返還するのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

七千七百九十三万二千円の内訳でございますが、介護給付費の国庫負担金が四千百十七万円余り、支払基金の交付金が二百六十一万円余り、介護給付費の県負担金が三千二百三十七万円余り、介護予防の国庫負担金が百十八万円余り、介護予防の県負担金が五十九万円余りという内訳でございますが、交付金につきましては、現年において申請に基づいて交付を受け、その精算は実績が出た翌年度に行うというふうになってございます。従いまして、国、県、社会保険診療報酬支払基金にそれぞれ実績額に応じて、交付受け入れ額が超過したものを返還するものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決いたします。議案第五十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第五十五号平成三十四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十五号を採決いたします。議案第五十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、決算特別委員会報告の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、議員全員で構成する委員会の審査であります。

決算特別委員長から報告書が提出されており、お手元に配付しておるとおりです。

委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定によって省略いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十九年度各会計の歳入歳出決算の議案第五十六号から議案第六十一号までは、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会で審査いたしましたので、説明及び質疑を省略し採決いたします。

日程第十六、議案第五十六号平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十九年度一般会計決算は、歳出総額が八十九億八千万円余であります。また、実質収支額は一億九千八百万円程であり、全体として町民の福祉、教育、介護など暮らしに役立つ内容ではあります。しかしながら、以下の点について賛成、賛同できないので、決算の認定に同意できません。

一つは、マイナンバー、個人番号制度関連の歳入歳出についてであります。一千九百六十万円程投資されておりますけ

れども、投資効果が見られないのではないかというようなことが理由であります。

二つ目は、歳入における原子力施設立地対策事業助成金二千百万円程。原発、原燃に依存しない財政構造に一刻も早く転換すべきであるということ。原発事故被害者救済、あるいは自然エネルギーの開発、廃炉費用等に充てるべきであるという理由からであります。

三つ目は、町長交際費五百十六万円は過大であるという理由からであります。

四つ目は、教育費負担軽減をさらに進めるべきだということであります。給食費の一部助成の導入や修学旅行費の一部助成の復活を図るべきだという理由からであります。

なお、事務ミス防止のために、部署交代時の事務引き継ぎ事項の明確化やダブルチェック等、さらに進めていただくことを要望しておきたいと思っております。以上が同意できない理由であります。

○議長（野呂日出男君）

次に本案の認定に賛成する者の発言を許します。阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

議案第五十六号に賛成するものであります。

平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算は、歳入九十二億一千九百万円余りにおいて、町税、地方交付税、国・県支出金等、堅実に歳入を確保し、歳出八十九億八千万円余りにおいて厳しい財源環境の中、町民生活と安全を守り、福祉水準を維持しながら、さらに町を活性化させるため事務事業を展開してきた努力の結晶であると思っております。

特に、投資事業では、念願でありました食彩ときわ館増改築事業を完成させ新たなステップへと歩みを始めることができたこと。文化活動の拠点である町文化センター整備事業を継続事業により完成させ、文化振興の基礎を固めたこと。その他、公営住宅事業や認定こども園の整備支援等財源を確保し、多くの事業が実施されております。



また、ソフト事業では、移住・定住を促進するための若者移住・定住すまいづくり補助事業や中学生までの医療費補助拡大、中学生の海外派遣事業等、将来を見据えた先駆的な取り組みに対する町内外の反響も大きく、地方創生への取り組みと相まって、藤崎町に活力を与えてくれたと思うものであります。

その他、産業振興、健康づくり、町づくりやふじワングランプリ等のイベントの開催、どれをとっても町の将来に欠くことのできない実施事業で、第二次総合計画の目指すべき将来像「みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき」、この実現にメリハリのある事業展開であったと判断するものであります。

よって、議案第五十六号平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十七、議案第五十七号平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十八、議案第五十八号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十九、議案第五十九号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十九年度の介護保険特別会計の決算認定に関する議案でありますけれども、町における介護の施策を進めていくことに必要とされる内容を大きく含んでいるものであります。しかしながら、以下のような理由で決算の認定に同意できません。

その理由は、本介護保険特別会計上の土台となっている国の介護保険制度の変更、特に特養入所者介護度三以上への入所制限や、あるいは要支援一、二等の支援事業を市町村の総合事業とするという制度改正。これは、介護の市町村格差、地域間格差をさらに広げるものとなるという懸念があるからであります。

また、保険料の引き上げの問題もございしますが、第三段階までの負担軽減措置を消費税増税前にでも実施すべきであり、介護保険制度に対する市町村介護保険制度実施に当たって、国の国庫負担割合を五パーセント程度直ちに引き上げる措置を講ずべきであるという理由から、本特別会計の決算の認定に同意できません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

次に本案の認定に賛成する者の発言を許します。阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

私は、この平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件について賛成するものであります。

本決算は、生活のため真に介護を必要とする町民への介護保険サービスの提供や昨年度からの介護予防、日常生活支援総合事業の移行が円滑に実施され、とりわけ住民ボランティアが提供する介護予防訪問型サービスや通所型サービスの

取り組みは、県内市町村の地域共生社会実現に向けた先進事例に選定されるなど介護予防関連事業が重点的に実施され、毎年右肩上がりであった歳出が前年度と比べ減少したこと。また歳入では保険料及び国・県の負担金等がルール通り算定されていることなど、本会計は適正に処理されていることから議案第五十九号に賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十、議案第六十号平成二十九年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十一、議案第六十一号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十二、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員長から報告願います。総務産業常任委員長 佐々木政美君。

〔総務産業常任委員長 佐々木政美君 登壇〕

○総務産業常任委員長（佐々木政美君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る七月二十四日、常任委員会を開催し、「水道事業」、「公共下水道事業」及び「農業集落排水事業」に関することの中の「公共下水道事業」について集中審議し、三千石堰整備事業の現地視察もあわせて実施いたしました。

この三千石堰整備事業は、平成二十七年度から三十四年度までの八年間の継続事業で、総事業費が十四億円となるものです。今年で四年目となり全体の進捗率が五十一・五パーセントとなっているとのことでした。

現地においては、平成二十九年度より繰り越しされた平成二十九年度四工区が施工中であり、現場は安全面を考慮し、きちんと整理されており、担当課の指導が行き届いているものと感じられました。

また、未施工部分の三千石堰を視察したところ、現状は泥や枯れ葉などが堆積し、集中豪雨があればすぐにでも冠水するような状態でした。早期完成が望まれるものであります。

平成三十一年度の計画は、西豊田地区の浸水被害防止のための枝線の工事が施工されるとのことで、道幅が狭いところでの工事となるので、安全に配慮し地域住民の協力を得ながら進めていただくこと及び来年度の現場視察を要望して委員会を終了しました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

日程第二十三、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十四、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成三十年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十四分

---

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 工 藤 健 一

署名議員 佐 々 木 政 美

署名議員 横 山 哲 英